

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名              |
|-------|-------------------|
| 4     | 軽自動車税関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

## 評価実施機関名

大阪府泉南市長

## 公表日

令和7年9月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 軽自動車税関係事務   |
| ②事務の概要                   | <p>地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、車両台帳の管理、証明書の発行や収納管理を行う。軽自動車税は、4月1日現在に軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)の定置場を本市内に有する所有者に対して賦課する地方税である。軽自動車等を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ本市に対して申告が行われる。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。<br/>①納税者の軽自動車の登録・抹消情報の受領②軽自動車税の賦課決定・更正等③納税者に納税通知書を送付④賦課情報に基づく各種証明書の発行⑤他自治体等から市への調査回答、市から他自治体等への税務調査</p> |
| ③システムの名称                 | 軽自動車税システム(標準準拠システム稼働前)<br>軽自動車税システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり))<br>統合宛名システム(標準準拠システム稼働前)<br>統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり))<br>中間サーバー・ソフトウェア   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 軽自物件ファイル、宛名情報ファイル        |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第24の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 総務部税務課  |
| ②所属長の役職名                 | 税務課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |

|  |  |
|--|--|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先  | 総務部税務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-9031 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ   |  |
| 連絡先  | 総務部税務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-9031 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span> |  |
| 適用した理由   |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年9月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年9月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か      | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ <input type="radio"/> ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |           | [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                             |  |  |
|---|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない             |  |  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠                                       | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。<br>・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。<br>・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。<br>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。<br>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |  |
| 9. 監査                                       |  |  |
| 実施の有無                                       | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検  | [ ] 内部監査 [ ] 外部監査  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発                            |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発                                | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                            | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]   | <選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠                                       | 泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記を徹底する運用としている。<br>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。<br>・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。<br>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。   |  |

## 変更箇所

| 変更日         | 項目                          | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明               |
|-------------|-----------------------------|--|---|------|-------------------------|
| 平成28年12月16日 | I 5②所属長                     | 税務課長 今橋 正能   | 税務課長 東野 雅毅  | 事後   |                         |
| 平成31年4月25日  | I 5②所属長                     | 税務課長 東野 雅毅   | 税務課長  | 事後   |                         |
| 平成31年4月25日  | IIしきい値判断項目1対象人数<br>いつ時点の計数か | 2016/12/1  | 2019/4/1  | 事後   |                         |
| 平成31年4月25日  | IIしきい値判断項目2取扱者数<br>いつ時点の計数か | 2016/12/1  | 2019/4/1  | 事後   |                         |
| 平成31年4月25日  | IVリスク対策                     | 新規   | 評価書のとおり   | 事後   |                         |
| 令和3年9月1日    | I 4②法令上の根拠                  | 番号法第19条7号及び別表第二の27の項   | 番号法第19条8号及び別表第二の27の項  | 事後   | 番号法の改正による条項号ズレ修正        |
| 令和7年9月1日    | 評価書名                        | 軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書  | 軽自動車税関係事務 基礎項目評価書   | 事前   | 標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更 |
| 令和7年9月1日    | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言       | 泉南市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。 | 泉南市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事前   | 標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更 |
| 令和7年9月1日    | 公表日                         | 令和3年9月1日   | 令和7年9月1日  | 事前   | 標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更 |
| 令和7年9月1日    | I 1③システムの名称                 | 軽自動車税システム、総合窓口システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア  | 軽自動車税システム(標準準拠システム稼働前)<br>軽自動車税システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり))<br>統合宛名システム(標準準拠システム稼働前)<br>統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり))<br>中間サーバー・ソフトウェア                                   | 事前   | 標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更 |
| 令和7年9月1日    | I 7請求先                      | 総務部総務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-0001   | 総務部税務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-9031  | 事前   | 標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更 |

| 変更日      | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明               |
|----------|--|--|--|------|-------------------------|
| 令和7年9月1日 | II 1 評価対象の事務の対象人数は何人か                        | 1,000人以上1万人未満  | 1万人以上10万人未満  | 事前   | 標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更 |
| 令和7年9月1日 | II 1 いつの時点の計数か                               | 平成31年4月1日時点  | 令和7年9月1日時点   | 事前   | 標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更 |
| 令和7年9月1日 | II 2 いつの時点の計数か                               | 平成31年4月1日時点  | 令和7年9月1日時点   | 事前   | 標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更 |
| 令和7年9月1日 | III 3 個人番号の利用<br>法令上の根拠                      | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第24の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条 | 事後   | 法改正による修正                |
| 令和7年9月1日 | IV 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                   | 番号法第19条8号及び別表第二の27の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第24の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条 | 事後   | 法改正による修正                |
| 令和7年9月1日 | IV 8 人手を介在させる作業<br>人為的ミスが発生するリスク<br>への対策は十分か | <新規>   | 十分である  | 事前   | 標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更 |

| 変更日      | 項目                   | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明               |
|----------|----------------------|--------|--|------|-------------------------|
| 令和7年9月1日 | IV8人手を介在させる作業判断の根拠   | <新規>   | <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。</li> <li>・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。</li> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> | 事前   | 標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更 |
| 令和7年9月1日 | IV11最も優先度が高いと考えられる対策 | <新規>   | <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p>  | 事前   | 標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更 |
| 令和7年9月1日 | IV11判断の根拠            | <新規>   | <p>泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>また、下記を徹底する運用としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>   | 事前   | 標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更 |